

第11号議案

平成26年度京都府公債費特別会計予算

平成26年度京都府公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ316,810,212千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(府債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる府債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表府債」による。

平成26年2月7日提出

京都府知事 山田 啓二

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		170,109,321 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	118,599,669
	2 特別会計繰入金	5,134,652
	3 基金繰入金	46,375,000

款	項	金額
2 諸 収 入		2,120,891 ^{千円}
	1 雑 入	2,120,891
3 府 債		144,580,000
	1 府 債	144,580,000
歳 入	合 計	316,810,212

歳 出

款	項	金額
1 公 債 費		316,810,212 ^{千円}
	1 公 債 費	316,810,212
歳 出	合 計	316,810,212

第2表 府 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計借換債	141,180,000	証書借入又は証券発行 (他の地方公共団体と の共同発行を含む。)	年10.0以内 [%]	償還期間は、30年以内(据置期間を含む。)とする。償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。
地域開発事業特別会計借換債	440,000			
流域下水道事業特別会計借換債	1,210,000			
港湾事業特別会計借換債	1,750,000			
計	144,580,000			